# 第 262 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

## 第 262 回入札監理小委員会議事次第

日 時:平成25年5月28日(火)17:24~18:57

場 所:永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

- 1. 事業の評価(案)等の審議
  - 外務省庁舎等施設管理業務(外務省)
  - 防衛省施設管理業務(市ヶ谷地区、目黒地区、三宿地区及び十条地区) (防衛省)
  - 経済産業省特許庁庁舎の管理・運営業務(特許庁)
  - 東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運営業務(財務省)
- 2. その他

### <出席者>

(委員)

稲生主査、石村専門委員、古笛専門委員、小松専門委員

(外務省)

大臣官房会計課 関管理室長、諸橋課長補佐、井上課長補佐

#### (防衛省)

大臣官房企画評価課 根本防衛部員、山本調整係長 経理裝備局会計課庁舎管理室 菊池施設管理班長 技術研究本部艦艇装備研究所 近藤会計管理専門官 補給統制本部総務部管理課 前嶋企画管財係長

自衛隊中央病院総務部管理課 堂満施設班長

(特許庁)

総務部会計課 野口課長、厚生管理室 土居室長、田村課長補佐、本多課長補佐 (財務省)

東京国税局会計課 松島課長、吉田課長補佐、宮原係長

(事務局)

後藤参事官、古矢参事官

○稲生主査 それでは、ただいまから第262回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、「外務省庁舎等施設管理業務」、「防衛省施設管理業務」、「経済産業省特許 庁庁舎の管理・運営業務」、「東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運営業務」 の実施状況及び事業の評価(案)についての審議を行います。

はじめに、「外務省庁舎等施設管理業務」の実施状況及び事業の評価(案)について審議を行います。

本事業については、平成23年4月から平成26年3月までの3年の契約期間で、民間競争 入札により事業を実施しているところですが、まずは、事業の実施状況について、外務省 大臣官房会計課関管理室長様より御説明をお願いしたいと思います。説明は5分程度でお 願いいたします。

○関管理室長 外務省の関でございます。よろしくお願いします。

まず、お手元の「外務省庁舎等施設管理業務の実施状況について」というペーパーに沿って説明させていただきます。

まず事業の概要ですが、委託業務の内容は、外務省庁舎、外交史料館及び飯倉別館、麻布台別館、船橋分室における管理・運営業務でございます。施設を簡単に御説明します。

外務省庁舎は、霞が関の本省でございます。外交史料館及び飯倉別館ですが、これは港区麻布台にありまして、外交史料館と飯倉別館は同じ敷地内に所在しています。外交史料館については、条約書及びその他外交文書の保管、及び外交史料の編さん業務を行っております。飯倉別館については、外務大臣等が主催する外交上の会議、招宴等を開催する場所となっております。麻布台別館については、飯倉別館等とも近い港区麻布台にありまして、外務事務次官が主催する外交上の会議及び招宴等の開催場所となっております。船橋分室については、千葉県船橋市にあり、現在、外交史料館別館として条約・その他の外交史料の保管等を行っております。

業務委託期間については、平成23年4月1日から26年3月31日までの3年間でございます。

受託事業者は、株式会社NTTファシリティーズが代表を務める共同事業体で、高橋工業株式会社及び国際警備株式会社が事業者でございます。

確保すべき質の達成状況等について説明させていただきます。

確実性の確保の点から、過去2年間で、管理業務の不備に起因する外務省庁舎等全ての 施設における執務の中断回数は0であり、また、空調停止、停電、断水の発生はなく、確 実性の確保の点については評価できると思います。

安全性の確保についても、管理業務の不備に起因する職員等のけがの回数は0でした。 緊急時の対応としては、幸い23年度、24年度においては、大地震等の緊急事態の発生が なかったのですが、緊急事態に備え、避難訓練、緊急備蓄品の在庫・使用確認等に積極的 に参加しました。

環境への配慮ですが、省エネ法及び環境確保条例を遵守し、温室効果ガスの削減に努め

た結果、2ページ中段にありますように、本省庁舎をはじめ大幅なCO2削減を達成することができました。

「各業務の実施状況」は、2ページ下段から4ページ中段にありますが、各業務の実施 状況については、施設ごとに業務が異なっており、それぞれ主な業務を明記させていただ きました。その中で、ほとんどの業務は実施要項に定められた水準を確保し、適切に実施 されているのですが、外務本省の警備業務の女性隊員についてはなかなか定着率が悪く、 若干人員不足の時期があり、受付要員などの他業務が兼務することによって水準を確保し ました。また、清掃業務においても人員不足がありましたが、その間は統括管理業務従事 者が対応するなどして水準確保に努めました。

「実施経費の状況及び評価」は、4ページ下段にありますように、4,000万円ほどの削減したことになっております。対象となった比較は、平成20年度、21年度、22年度の平均と比較し、おおよそ4,000万円の削減ができたというふうになっております。

「民間事業者からの改善提案による改善実施事項」については、ごみ回収のステッカーを作成、各課室に配布し、ごみの有無をドアに取りつけてもらうことで、今までは清掃員が各ドアをノックし、ごみの有無等を確認していたのですが、その札を配布することによって回収時間を短縮することができたということです。

「電気使用量の削減効果」については6ページ中段にありますが、平成23年度、24年度の平均使用量は、22年度に比べて8%の削減となっております。

評価委員会での評価・意見については7ページ中段にありますが、評価意見については、 おおむね評価できるとの評価をいただいております。しかしながら、不足があった警備要 員及び清掃要員については、適切な人員の確保及び質の向上が望まれる旨の意見をいただ いております。

最後に「評価のまとめ」として、市場化開始後、10%近い経費削減が図れたこと、施設管理担当者側(当方)の契約事務の軽減・効率化が図られたこと。また、民間事業者による施設のきめ細かい状況把握及び調整が可能となり、種々の改善提案によって効果的な管理・運営が行われるようになりました。

一方、警備業務・清掃業務において、適切な人員確保や質の向上に向けて今後も努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価(案)について、内閣府より説明をお願いします。説明は5 分程度でお願いいたします。

○公共サービス改革推進室 それでは、本事業の評価(案)について内閣府から御説明申 し上げます。お手元の資料Aの2ページ目をごらんいただけますでしょうか。

下ほどの「受託事業者決定の経緯」ですが、本事業の入札参加者は4者ございました。 開札いたしましたところ、3者が予定価格の範囲内であったことから、この3者について 総合評価を行い、受託事業者を決定してございます。

続きまして、3ページ目の「評価」でございます。

評価の方法は、外務省から提出された実施状況についての報告に基づきまして、サービスの質の確保、実施経費等について、この評価を行うものでございます。

本業務の実施内容に関する評価ですが、まずは質の確保に関する項目でございます。アの「確実性の確保」、そして、イの「安全性の確保」については、業務の不備に起因する執務等の中断の発生、または、空調停止等あるいは施設利用者のけがの発生、いずれもなく、確保されるべき質は達成されており、評価できる、としております。

続きまして、ウの「緊急時の対応」についても、緊急時に備えて避難訓練や備蓄品の在 庫確認等へ積極的に参加があった点を評価できるとしております。

続きまして、エ「環境への配慮」に関しては、平成13年の総排出量を基準として、少なくとも8%削減することを実施要項に定めておりますが、平成23年度は約26%削減しております。平成24年度においては、排出係数の高い供給会社との契約となり、約9.5%の削減でございました。平成23年、24年2年間の平均値と基準値を比較いたしますと、約16%の削減となっておりまして、こちらも確保されるべき質は達成されており、評価できるとしております。

次に、一番下のオ「各業務において確保すべき水準」ですが、おおむね良好な実施状況ではあるものの、先ほど外務省から報告があったとおりですが、外務省の本省庁舎の警備業務・清掃業務に一定の人員の不足がございました。4ページ目の上部をごらんください。外務省庁舎の警備業務に関して、女性の来客に対するボディチェック等のための要員が1名不足する期間がありましたため、本施設管理業務において、ほかの業務に当たる女性が必要な研修を受けた上で対応しているところでございます。また、清掃業務に関しては、不足した時期において統括管理業務従事者が対応しております。どちらも共同事業体全体で業務を補い合いながら質を確保してございます。

続きまして、次の5ページ目の中ほどをごらんください。こちらは実施経費についての評価でございます。本業務の1年当たりの実施経費は375,900千円でございまして、民間競争入札を導入する前の実施経費416,244千円と比べますと、40,344千円(9.7%)の経費が削減されてございます。

続きまして、民間事業者からの改善提案による部分に関しては、まず1点目に、床への加工方法を工夫して、汚れへの耐久性を高めたドライメンテナンス工法の導入とか、もう一点は、台風等に備え、屋上の排水器具の清掃をこまめに行うなど、設備面の点検を行っております。ほかの項目に関しても一定の効果を上げているとしております。

ページをめくっていただいて最後のページです。本事業に関しては、応札者数、そして、 実施経費、民間事業者の創意工夫について、ただいま御説明したとおりでございます。確 保すべき質に関しても、おおむね良好な実施状況であると評価できるところではございま すが、外務省本省庁舎での警備業務において女性人員が不足したところから、次期事業に おける実施要項の策定においては、例えば1例として、総合評価の加点項目の中に「男女 共同参画の取組」といった項目を加えることで、より女性が働きやすい職場を評価するな ど、質の維持向上に資する検討が求められるとさせていただいております。

今後の事業については、これまでの内容から、引き続き民間競争入札を実施することが 適切であるといたしました。

説明は以上でございます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価(案)について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

- ○小松専門委員 警備と清掃で一時期人が足りなくなったということが書かれているのですけれども、これは何か理由があるのかどうかという辺りをちょっと御説明いただけますか。
- ○関管理室長 女性の警備に関しては、そもそも女性の警備員の人数が少ないというのが 理由になっております。
- ○小松専門委員 定着が悪いと書いてあるのですけれども、何人かおられて、すぐやめられたとかそういう話なのでしょうか。それとも、最初から人が集まらなかったということなのでしょうか。
- ○井上課長補佐 回答させていただきます。

はじめは人数がそろっておりまして、業者からも聞いたところ、警備業務は離職率が高いということで、どこかほかのほうがよければ移ってしまうというようなこともある業種ということも聞いておりまして、ちょっと続かなくなったからということでやめてしまったということで、次の募集をしても、なかなかすぐ集まらなかったというようなことで、若干欠員ができたということであります。清掃もほぼ同じような感じでございます。

- ○小松専門委員 そういうことがあるとすると、例えば給与水準が低過ぎたのではないかとか、ほかに移りやすいという状況があるとすれば、雇用をしている側が賃金を低く抑え過ぎているからそうなったのではないかとか、何かそんなことも少し懸念されるのですけれども、その辺りは向こうの責任だと言ってしまえばそれまでなのですけれども、契約金額が余りにも低過ぎるとそういう事態が頻発することが可能性としてちょっとあるのではないかと思っているのですけれども、その辺は大丈夫でしょうか。
- ○井上課長補佐 正直、実際のところ、やはり警備はちょっと低い額で入ってしまったかなというのはあると思うのです。先方もちょっと苦労をしていたというのは聞いていますので、今後そのようにならないような、資料とかその他ちょっと工夫していきたいとは思います。
- ○小松専門委員 わかりました。
- ○稲生主査 このほかはいかがでしょうか。
- ○古笛専門委員 建物管理に関して1点御確認させていただきたいと思います。一番最初

のページに、外務省庁舎等外交史料館において漏水が数件ありましたということで、もともと建物が古いので、経年劣化への計画的な対処が必要であるということですけれども、 今後も、漏水があったら速やかに修繕をしていくというぐらいの対処しかないという状況なのでしょうか。

○諸橋課長補佐 諸橋から回答させていただきます。

飯倉別館は特に40年くらいたった建物でございまして、ましてや、大臣関係のお客様を 呼んで招宴等を行う施設になっていますので、長期間停止して大規模な工事をやることが なかなかできないものですから、壊れたところを直すという短期間でできる工事が主にな ってしまうということであります。実際は、長期間に建物を休ませて、その間に大改修を やりたいという気持ちはあるのですけれども、なかなかそれが実現できないのが実情でご ざいます。

○古笛専門委員 素人的に考えても、外交文書が保管されているのに、そういう状態で大 丈夫なのかしらとか思ってしまうのですけれども、これは受託事業者さんの責任というよ りは、また、違った全体的な問題かとは思います。

○小松専門委員 余計なことを申し上げるようですけれども、40年たったら一度大改修されないととんでもないことになるのではないかと思うのですね。お客様がいる最中に漏水があったとかいう事故が起きると、これは国の名誉にもかかわることになりかねないので、ぜひ上部へ進言されて、徹底的な改修をすべきであるということを担当部署からおっしゃったほうがよろしいのではないかと私は思います。

○稲生主査 今回の評価の話とはまたあれかもしれませんが、これを機会に、もちろん重要なことだと思いますので、ぜひその旨よろしくお願いしたいと思います。

このほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは時間となりましたので、「外務省庁舎等施設管理業務」の事業の評価(案)等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事柄がございますか。

- ○事務局 特にございません。
- ○稲生主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ監理委員会に報告 なさるようにお願いをいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(外務省退席、防衛省入室)

〇稲生主査 続きまして、「防衛省施設管理業務」の実施状況及び事業の評価(案)について審議を行います。

本事業については、市ヶ谷地区、目黒地区、三宿地区及び十条地区における施設管理業務となっており、市ヶ谷、三宿、十条地区では平成23年4月から平成26年3月までの3年間、目黒地区においては、平成23年10月から平成26年3月までの2年6か月の契約期間で

民間競争入札により事業を実施しているところでございます。まずは事業の実施状況等について、防衛省大臣官房企画評価課根本防衛部員様より御説明をお願いしたいと存じます。 説明は10分程度でお願いいたします。

〇根本防衛部員 防衛省大臣官房企画評価課の根本と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、当省で実施している4地区の施設管理業務の実施状況について 御説明申し上げます。資料をごらんください。

まず「事業の概要」は、防衛省の市ヶ谷、目黒、三宿及び十条地区の施設管理業務を地 区ごとに包括して委託しております。地区により相違はございますけれども、建築・電気 機械などの設備の点検保守業務、それから、運転監視業務、清掃や植栽管理、環境整備な どの業務、警備や受付といった業務を包括した内容となってございます。

業務の委託期間については、主査から御説明ありましたとおりでございまして、市ヶ谷、三宿、十条地区については、平成23年4月から3年間、目黒地区は、後でも御説明いたしますけれども、当初の入札が不調になったこともありまして、実施要項を修正して、入札手続をやり直したことに伴いまして、開始が6か月後の23年10月から2年6か月間となってございます。いずれも来年3月末までの業務となります。

受託事業者については、いずれの地区も共同企業体となってございまして、資料にもございますとおり、市ヶ谷は8社、目黒は4社、三宿・十条は2社の企業で構成されております。

ページをおめくりください。

「受託事業者決定の経緯」についてでございます。

まず市ヶ谷地区については、2者から企画書の提出がございましたけれども、1者については一部参加条件を満たしていなかったため不参加となっております。結果、1者入札になりまして、その入札価格が予定価格の範囲内であったことから、総合評価を行って落札者を決定したということになっております。

目黒地区については、変更前の実施要項に基づきまして、平成22年11月に入札公告を行いました。その後の入札説明会に21者、現地説明会には12者の参加がございました。最終的に入札は2者でしたけれども、予定価格以下の入札に至らず不調となってございます。その後、業務内容の変更を含め入札条件等を見直しまして、監理委員会の審議をいただいて策定した変更後の実施要項に基づきまして入札を行ったところ、1者ふえて3者から入札がございまして、いずれも予定価格の範囲内であったことから、総合評価を行いまして落札者が決定しております。

三宿地区については、入札説明会及び現場説明会に15者の参加がございました。結果、 入札は1者となり、その入札価格が予定価格の範囲内であったことから、総合評価を行っ て落札者に決定いたしております。

十条地区については、4者が入札に参加し、3者の入札価格が予定価格の範囲内でござ

いました。総合評価を行いまして落札者を決定したところでございます。

次に、「事業の実施状況」について御説明申し上げます。ページをおめくりください。 まず、確保すべき質の達成状況について、品質維持の観点から、【業務請負者の不備に 起因した、防衛省の行う業務の中断回数】が0回であること、【業務請負者の不備に起因 した空調停止、停電、断水の発生回数】が0回であること、というものを実施要項におい て設定いたしまして評価を行っております。結果、いずれの地区おいても、それらの事象 は発生しておりませんで、適切であったと評価してございます。

また、【災害、事故等の緊急時において、被災状況の把握、応急補修、二次災害防止対策を迅速に行うこと】【外来者や近隣住民への対応を適切に実施することで、クレーム等のないように努め、公共施設としての品位を保つこと】についても、各地区も適切な対応がなされていたと評価してございます。具体例も後ろのほうに記載させていただいておりますので、ごらんください。

次に環境への配慮の観点から、温室効果ガス排出量が平成13年度比で8%削減を達成するように努めること。こちらの数字は当省の目標値でもございますけれども、設定させていただきましたところ、いずれもそれ以上の削減を達成できている状況でございます。

さらに、安全性の確保の観点から、【業務請負者の不備に起因する施設利用者、来訪者等の人身事故及び物損事故の回数】が0回であること、【業務の従事する者の健康管理上の不備に起因する事故の発生回数】が0回であることについて評価を行っております。いずれの地区においても、それらの事故は発生しておらず、適切であったと評価してございます。

以上によりまして、実施要項に定められました確保すべき質は達成されていると考えて ございます。

次に経費比較ですけれども、各地区とも、実施経費、従来経費、増減額について、アンダーラインを引いた形で示させていただいております。地区によっては、業務内容を従来から追加などしている場合もございますので、それらの要因をできる限り取り除いた金額で示させていただいております。また、三宿地区については、平成21年4月に新病院が開設しましたので、その維持・管理する施設が増大しまして、項目も極めて増加しましたので、従来経費としては、平成21年度のみの額を3倍させていただいております。ごらんのとおり、市ヶ谷地区については、従来経費6,981,812千円であったところ、31,652千円の減額になっております。目黒地区については、従来経費389,609千円であったところ、11,672千円の減額になってございます。三宿地区については、従来経費977,085千円であったところ、410千円の増額となってございます。

ページをおめくりください。

続きまして、十条地区については、従来経費533,520千円であったところ、5,362千円の 増額という結果になってございます。

次に、「民間事業者提案による改善実施事項」についてですけれども、市ヶ谷地区にお

いては、防災マニュアルによる災害対応の迅速化や防衛省が実施する訓練への参加、悪天候時の緊急対策、設備の点検結果などのデータベース化などを行って、業務改善がなされてございます。

目黒地区においては、不具合情報の委託業者間の共有や不具合の早期発見体制の構築、 あるいは委託業者への指導方法の工夫などを行っていただきまして、業務改善がなされて おります。

ページをおめくりください。

三宿地区においては、空調機に省エネ装置を設置したり、四季を通じた院内の装飾を施 したりすることで、業務改善がなされております。

最後に、十条地区においては、隊員の省エネ意識を高揚させる取り組みを実施していた だいております。

続きまして、「事業の実施状況に係る評価」について御説明申し上げます。

まず「公共サービスの質に関する評価」は、包括化により、全ての地区で当省の契約事務などの負担が軽減されております。また、前にも御説明させていただいたとおりですけれども、確保すべき質が全て達成されておりまして、受託業者さんの改善提案により、環境配慮や安全確保などの業務改善がなされております。

市ヶ谷地区においては、統括管理責任者の設置により、各役務業者への個別教育などが不要となりました。官民の定例調整会議により認識の統一が図られ、再委託先を含む共同体構成員の間の連携・協力によりまして、業務の迅速化や効率化が実現し、サービスの質が大きく向上してございます。

目黒地区においては、官民の月例調整会議における月間報告と翌月の業務調整がなされまして、それによりましてサービスの質が向上しております。

三宿地区においては、統括管理責任者の設置により、中央病院等の多種多様な設備の一元管理や適切な運転・監視が実施されるようになり、また、官民の日々の業務調整によりまして保守業務の連携が図られ、多数の専門業者が施設を管理することにより、事故対応力が向上いたしました。

十条地区においては、役務全体の進捗工程表と月例会議によりまして、官民の認識統一が図られ、従前の価格のみの競争による専門業者との個別契約に比べまして、包括化によって受託業者がその再委託先として信頼できる専門業者を選定できるようになりまして、サービスの質の向上につながってございます。

次に、経費に関する評価でございます。今回包括化した業務は、民間競争入札の実施以前より個別に一般競争入札を実施しておりました。ということもございまして、削減効果が限定的になってしまったのではないかと考えております。

ページをおめくりください。

また、目黒地区以外については統括管理責任者、市ヶ谷地区については副統括管理責任者も加わりますけれども、これを常駐かつ専任としたことに伴う人件費などが経費を圧迫

したと思われます。

市ヶ谷地区については、1者入札となりましたけれども、全体の経費は削減しておりま すので、経費について包括化の効果はあったと考えております。

目黒地区については、実施要項の要件変更はございましたけれども、それにより入札参加者が増加いたしました。それで入札の競争性を向上させることができたことは、経費の削減につながった可能性がございますけれども、公共サービスの質を向上させるためには、当初の実施要項の要件にあるように、統括管理責任者の常駐・専任が必要なのではないかということを考えております。

三宿地区については、品質維持の観点から、病院関連施設で複数年にわたり委託業務を請け負った実績を求めたことなどによりまして、1者のみの入札となってしまいました。 それにより競争性が低下したと考えております。また、下請委託が生じたことによる経費増も相まって全体的な経費が増加したものと考えてございます。

十条地区については、予定価格の範囲内の業者が3者ありましたことから、入札の競争性はある程度確保できたものと考えております。にもかかわらず、全体的な経費が増大してしまったのは、一部の業務で下請委託が生じたことも要因の1つに挙げられるのではないかと考えております。

最後に総括させていただきます。包括化により当省職員の事務手続を大幅に削減することができました。公共サービスの質は向上したものの、経費については増加してしまった地区があることを踏まえまして、次期事業の実施要項策定に際しては、経費削減のための対策を検討してみたいと考えております。それから、一部の地区において、経費が増となってしまっておりますけれども、公共サービスの質は向上したと考えてございますので、次期事業においては、ぜひ新プロセスに移行させていただき、これらの事業を継続させていただければ幸いでございます。なお、新プロセス移行後は、当省において、外部有識者の評価をいただけるような仕組みを整えさせていただきたいと存じます。

私からの説明は以上でございます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価(案)について、内閣府より説明をお願いいたします。5分程度でお願いします。

○公共サービス改革推進室 それでは、お手元の資料Bに基づきまして、内閣府の評価(案) について御説明させていただきます。

まず3ページをごらんください。3ページの下のほうにございます2の(1)「対象公 共サービスの質についての実施状況」でございますが、3ページから4ページにございま す表にまとめてございますとおり、確保されるべき質はすべて達成されていると評価でき ます。したがいまして、各地区においては、良好に業務が実施されていると評価できます。

続きまして、実施経費についての評価は8ページをごらんください。8ページの真ん中辺りに表としてまとめてございますが、従来経費と実施経費の比較ということで、まず市

ヶ谷ですが、先ほども御説明がございましたとおり、3,200万円の経費減、目黒に関しては1,200万円の経費減、三宿に関しては40万円の経費増、十条に関しては500万円の経費増となっております。

それぞれの地区に関しては、まず市ヶ谷地区ですが、2者から企画書が提出されましたが、1者については一部参加条件を満たしていなかったため、入札参加者は1者となりましたが、官民競争入札の導入前と比較して、全体的な経費は削減されておりまして、経費の包括化や複数年化の効果が発揮されたものと考えられます。

次に目黒地区ですが、当初の不落要因である総括管理責任者及び副総括管理責任者の常 駐かつ専任の要件を削除したところ、入札参加者が2者から3者に増加し、競争性が向上 したことは経費の削減につながったと評価できます。

次に三宿地区ですが、入札説明会及び現場説明会に15者参加しましたが、品質維持の観点から、病院関連施設で複数年にわたり委託業務を請け負った実績を求めたことなどにより入札参加者が1者になってしまいましたので、このことが競争性の低下につながったこと等から全体的な経費が増加したものと考えられます。

次に十条地区ですが、3者が予定価格の範囲内で入札したことから競争性は確保されていると評価できますが、経費が500万円程度増加した要因としては、統括管理責任者を常駐かつ専任としたことが一番大きな要因ではなかったかと考えております。

最後に「評価のまとめ」ですが、全地区において、実施要項に定められている確保すべきサービスの質の全項目が達成されていると評価できます。

民間事業者から、環境への配慮や安全性の確保に資する等さまざまな改善提案がなされ、 業務の改善を図ることができ、良好に業務が実施されていると評価できます。

次に、統括管理責任者を常駐及び専任としたことによって、公共サービスの質は向上しましたが、経費が増加したことを踏まえ、地区ごとの事情を勘案した上で、個別業務の業務責任者が統括管理責任者を兼務することを認める等、費用対効果の面から検証する必要があると考えます。

次に、競争性を高める観点から、特に1者応札であった地区においては、競争性の向上 に努める必要があると考えます。

最後に、良好なサービスの質が達成されていることから、次期事業においても、引き続き民間競争入札を実施することが必要と考えられますが、目黒地区及び十条地区については競争性が確保されていることもございまして、次期事業においては、新プロセスに移行した上で事業を実施することが適当であると考えるところでございます。そのため、事業の評価については、外部有識者等によるチェックを受ける必要があると考えるところでございます。

説明は以上です。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、事業の実施状況及び事業の評価(案)について、御質問・御意見のある委員

は御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○小松専門委員 経費の問題で、統括管理責任者がいる・いないというのが結構微妙な影を落としているといいますか、経費に影響しているように見えるのですが、例えば目黒で、当初入れていたら不落になったので、外したら落札者が出た。けれども、やはり要るのだというようなことをお書きになっていらっしゃいますね。そうすると、受ける側としては、統括管理責任者を入れることによる経費増が考えられるから最初不落になったけれども、やはり必要だという話になると、予定価格を上げるというようなことが必要になるかと思うのですけれども、その辺りどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

○近藤会計管理専門官 では、目黒地区からお答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおりでありまして、当然、今、質の向上のためには専従・専任として 置きたいという要望はあるのですけれども、十条等の事例を見ますと、今後、経費の上昇 はかなり考えられますので、そこのところは、先ほど当方の根本部員から御説明させてい ただいたとおり、例えば業務責任者の兼任等で経費節減が図れるかどうか、その辺りにつ いて検証しながら、今後進めていきたいと考えております。

- ○稲生主査 よろしいでしょうか。
- ○小松専門委員 はい。
- ○稲生主査 このほか、いかがでしょうか。
- ○石村専門委員 私から2点お聞きしたいのです。

1点目が、8ページの「一部参加条件を満たしていなかったため」ということですけれども、具体的にはどういう条件を満たしていなかったのでしょうか。

○菊池施設管理班長 今の御質問に対してお答えします。

これは市ヶ谷地区で起こったことであるのですが、業者に対して、暴力団排除のための必要な書類の提出を求めておりました。この書類が指定された時期まで提出されなかったということで、入札条件を満たしていないというところで、結果的に1者応札になってしまったというところでございます。

○石村専門委員 ありがとうございます。

あと、もう一点ですけれども、金額がかなり大きな仕事なので、共同体を組むためには 時間もかかると。そのために、どうしても業者が限られてしまうということで、これは数 をふやすための対策として、入札者をふやすために期間を十分に確保するというそこの部 分を対策として、要は、それを確保すればふやせるのでしょうか。その辺が、規模が大き いのでもう限定されてしまうのか、あるいは、そのふやせる見込みがあるのかということ です。

○菊池施設管理班長 今の御質問に対して、前回この包括化役務を発注するに当たって、 業者に対する仕様書の説明会を行っております。この際、参加業者が35者ございました。 結果的には、落札した業者が8個の会社でもって共同事業体を組んでおりますので、興味 を持っていただいた会社が当初35者ありましたので、この中で最終的に2つのグループが 企画提案という形をとっておりますので、この時間を十分確保すれば、もう少し興味のある会社がふえるのではないかと考えております。

- ○石村専門委員 ありがとうございました。
- ○稲生主査 その点については、今回大分一まとまりにしてボリュームを大きくして、契約が一本化されるとか包括化されるとかということで大いなるメリットを感じたのは確かにそうだと思うのですけれども、逆に、業者さんからしたときに、大き過ぎるという話はなかったですか。最終的にはまとまったということかもしれませんけれども、その点、終わった後のヒアリングとかそこら辺で何か情報を取っておられるのであればお話しいただければと思うのですが、いかがでしょうか。
- ○菊池施設管理班長 済みません。今の御質問に関しては、業者のほうからそういった話があることを私のほうでは確認しておりません。
- ○堂満施設班長 三宿地区ですけれども、前回の入札公告日から、入札書類の提出、これは企画書になりますが、これを提出するまでに約40日間の期間があったわけですけれども、参加業者に確認したところ、期間的に若干短かったというような意見がございました。JVを、人材を確保する、また、共同企業体を組むことによって対応が困難になった、入札辞退者がふえたという、これも1者応札になった原因の1つということで確認しています。○稲生主査 そうすると、三宿地区に関しては、先ほどの病院関連施設で複数年にわたり委託業務の請負実績云々のところもありましたし、今おっしゃったような、期間が若干短かったというようなこともあったと。そういう意味では、複数年の要因が重なって応札者が比較的少なかったというか、そういうことになったという理解でよろしいでしょうか。○堂満施設班長 大きくは2点、評価にもありました実績の条件的な部分と、今申しました期間的な部分でございます。
- ○稲生主査 わかりました。

それから、再確認になりますけれども、先ほど小松委員からお話のありました統括管理責任者を置くか置かないかということ、あるいは兼任させるかどうかということですけれども、これは施設によってもう一度検討されると。したがって、特に大きな案件であります市ヶ谷みたいなところについては、恐らく統括管理責任者あるいは副統括管理責任者は必要だろうということで変わらないと思うのですけれども、目黒、三宿辺りになってくると、場合によっては兼任を認めるかもしれない。それが次の要項というか、そこに記載されるだろうと、こんなようなことで今検討を進めているということでよろしいでしょうか。ちょっと確認になります。

- ○根本防衛部員 そういう御認識で結構でございます。
- ○稲生主査 わかりました。ありがとうございます。
  - このほか、確認すべきことはございますか。

よろしいでしょうか。

それでは時間となりましたので、「防衛省施設管理業務」の評価(案)等に関する審議

は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事柄はありますか。

- ○事務局 特にございません。
- ○稲生主査 ありがとうございました。

それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、監理委員会に報告なさいま すようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(防衛省退席、特許庁入室)

○稲生主査 続きまして、「経済産業省特許庁庁舎の管理・運営業務」の実施状況及び事業の評価(案)について審議を行います。

本事業につきましては、平成23年4月から平成26年3月までの3年の契約期間で民間競争入札により事業を実施しているところですが、まずは事業の実施状況などについて、特許庁総務部会計課野口課長様より御説明をお願いしたいと思います。御説明は5分程度でお願いいたします。

○野口課長 特許庁会計課長野口でございます。よろしくお願いいたします。

では、資料3に基づきまして御説明をさせていただきたいと思います。

まず「事業の概要」は、特許庁としては、ここにございますように、委託業務内容ということで、「経済産業省特許庁庁舎の管理・運営業務」で、建築・設備機器管理業務、清掃業務、植栽等管理業務、警備業務、電話交換取扱業務、総括管理業務を委託しております。

受託事業者については、共同企業体でございまして。代表者は日本不動産管理株式会社、 構成員として、テイケイ株式会社、アズビル株式会社でございます。

「受託事業者決定の経緯」は、「経済産業省特許庁庁舎の管理・運営業務の民間競争入 札実施要項」を設けまして、これに基づき総合評価方式により入札を行いましたところ、 3者から企画書の提案があり、特許庁で設置した外部有識者を含みます評価委員会で評価 を行いました結果、1者は仕様書に定めた要件、これは企画書の必須項目審査の要件です けれども、これにおいて失格となり、2者による入札を行うこととなりました。

これを経まして、平成23年2月28日に開札を行った結果、2者とも入札価格については 予定価格の範囲内であったため、総合評価により点数の高い上記の受託事業者が落札者と なったものでございます。

おめくりいただきまして、この実施内容に関する状況及び評価でございます。

まず、包括的な質ですけれども、これは「業務継続の確保」ということで、平常時・緊急時ということですが、実施結果としては、特段、緊急なこと等も発生しておりませんで、これについてはこういった事象はございませんでした。「安全の確保」ですが、安全の確保についても、業務の不備に起因して人身事故や物損事故等はございませんでした。また、

「特許庁庁舎設備等の不具合等への速やかな対応」ですが、特許庁の庁舎利用者からの不

具合等の連絡があった際には速やかに対応するということで、これは誠実かつ速やかに対応しておりまして、適切に業務が実施されていたと評価いたしております。

続きまして、次のページですけれども、「各業務において確保すべき水準」でございます。

まず「建築・設備機器管理業務」ですけれども、いろいろと書いておりますけれども、 簡単に申しますと、例えばここに書いてあります例示では、大規模システムが稼働してい る特許庁庁舎の震災後の節電、こういったものに対していろいろ提案をしていただき、か なり成果を上げることができたということで、私どもとしては、この各種エネルギーの使 用の分析及び改善提案を実施したことで評価されると考えております。

次に「清掃業務」ですけれども、これは次のページになりますが、事業者からの提案もございまして、水回りなどの汚染度を新たな測定手法でATP拭き取り検査を行いまして、こういったものを適切に実施していくことをやっていただきまして、良好な維持に貢献できたと考えております。通常、ATP拭き取り検査については、医療機関などでよくやられている手法でございまして、菌が多いかどうかそういうものを見ながらやることでございまして、こういったことを通じて非常に衛生的な対応ができたということで考えております。

「植栽等管理業務」ですけれども、これも仕様書に基づきまして適切に実施しておりまして。たまたま24年度については、植栽等に異常が発生しましたけれども、これは虫ですけれども、こういったものに対しても適切に対応をしていただいたということで考えております。

次に「警備業務」です。5ページになります。これについては、来庁者及び入居者の安全確保、それから、入退管理、こういったものについて適切に実施できたと考えております。

また、特許庁庁舎内で、設備工事におきます休日対応ですが、セキュリティ、防災訓練 といったものについても、積極的に対応していただいております。こういったことも評価 できると思っております。

続きまして、(5)の「電話交換取扱業務」ですが、これも電話の交換業務でございまして、次の6ページになりますけれども、特許庁については、非常に専門的な用語とか、海外からの問い合わせで外国語対応がございますけれども、こういったものに対して適切な電話交換業務を行っていただけたというように評価をいたしております。特に24年度については、中継台の交換と更新が行われましたけれども、こういった業務についても適切に対応していただいております。

「総括管理業務」ですが、全体を管理していただく中で、定期的な打ち合わせを行いまして、ちゃんと実施できているかどうかと常に管理をしながら、また、相談をしてきております。特に特許庁庁舎の利用者側からの不具合等に対して、迅速・的確に対応することができておりまして、また、その原因調査や関係部局との連絡調整と、こういったものも適切に実施されてきておるということで評価いたしております。

7ページですが、「民間事業者からの主たる改善提案に関する実施状況」でございます。 管理・運営業務に関する主な改善提案では、事業相互間で「合同品質評価活動」を実施 してきておりまして、こういった場面を通じまして、多くの指摘や提案がなされまして、 年間を通した業務実施に当たりまして、各業務の継続的な改善が実施できてきております。 また、「建築・設備機器管理業務」においては、特にエネルギー関係についていろいろ な提案をいただき、節電対策は、30%以上の節電の実現と、こういったものに貢献をいた しております。

「清掃業務」についても、例えばですけれども、ロビー大理石部分についての業務実施 時の提案により、光沢値が上がってくるといった形で、全体的に美観の維持、品質の向上、 こういったことも貢献をしていただいております。これは1つの例ですけれども、こうい った取り組みで適切に実施してきていただいているものと考えております。

8ページになりますが、「実施経費に関する状況及び評価」でございます。実施経費については、公共サービスの実施に要した費用ということで、23~25年度で、ここにあります数字になっております。私どもとしては、23年度に災害発生時における来訪者及び特許庁職員の被災リスクの軽減を図るために、変更をいたしまして、より質の高い防災担当者を1名配置していただくことにいたしましたので、これは契約変更を実施いたしております。

全体の評価としては、民間競争入札導入前の従来経費と比較して、3年間で16,785千円の経費削減が図られております。また、本管理・運営業務の契約を行うに当たりましては、複数の業務を一体運営・一括契約とするということで進めさせていただいておりまして、各個別業務間の連絡・調整を行う総括管理業務部門を設置して、この部門の経費は従来業務には入っていなかったということですけれども、こういった業務の削減効果以上に効率的に業務が実施されてきたのではないかという形で評価をいたしております。

「評価のまとめ」ですが、本事業は、23年4月1日より開始されたものでございまして、大震災の直後に開始されたものです。それに伴いまして、特許庁庁舎の管理・運営については、これまでにない状況下でもって遂行してきたところですけれども、各業務において、確保すべき水準以上に業務を実施してきていただいてきているという状況でございます。先ほどと重複いたしますけれども、大震災後の節電対策といったものについては、各種節電対策の検討の支援を行い、また、節電対策の実施に際しても、各設備機器の運転時間の制御や設定変更と、こういったものを提案し、職員とともにこういったものを実施した結果として、目標を大きく超える節電を達成することに貢献をしてきております。また、清掃業務についても、9ページにありますけれども、先ほど申しました測定手法の導入といったもので対応していただいておりましたり、植栽といったものも御尽力いただいておりまして、庁舎の管理・運営業務において、適切かつ確実に実施していただき、多大な貢献があったものと評価をいたしております。警備等については、ここに書いてあるとおりですけれども、以上のことから、総じて言いますと、特許庁庁舎の管理・運営業務について

は、本委託業務の評価を踏まえ、次期事業においては、「新プロセス運用に関する指針」 に基づく新プロセスへ移行した上で、事業を実施させていただきたいと、このように考え ておる次第でございます。

以上でございます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価(案)について内閣府より説明をお願いします。5分程度でお願いします。

○公共サービス改革推進室 それでは、資料Cに基づきまして、「経済産業省特許庁庁舎 の管理・運営業務」の評価(案)について御説明させていただきます。

事業の概要等については、先ほど御説明がありましたので、省略させていただきます。 4ページをごらんください。

「受託事業者決定の経緯」については、3者から企画書の提出があり、うち1者が要件 を満たしておらず失格となり、2者による入札を行いました。その結果、2者とも予定価 格の範囲内であったため、今回の受託事業者が落札者となっております。

評価については、特許庁様から御提出のありました実施状況の報告に基づきまして、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行っております。

まず、「管理・運営業務の包括的な質」については、本業務の不備に起因する業務停止 や人身事故及び物損事故の発生、また、不具合等への速やかな対応、いずれも確保すべき 質は達成されていると評価しております。

「各業務において確保すべき水準」については、実施状況報告の内容等から、確実かつ 適切に実施されていることが認められ、確保されるべき質は達成されていると評価してお ります。

続きまして、民間事業者からの改善提案については、こちらに記載した提案以外にも提案がなされまして、サービスの質の向上等改善が図られていると評価しているところでございます。こちらには、事業相互間の「合同品質評価活動」の実施や効果的な省エネルギーの提案により平成22年度と比べ23年度は35.7%、24年度については33.5%の削減がなされているところでございます。

続きまして、実施経費についてですが、本業務は、3年間で1,438,215千円でございまして、民間競争入札導入前の従来の実施に要した経費1,455,000千円と比べますと、16,785千円(1.2%)の経費が削減されております。なお、本業務については、契約の変更を行っておりまして、その契約変更前の金額と比較しますと、38,000千円(2.6%)の削減がされております。

「評価のまとめ」としては、確保されるべきサービスの質、実施経費等については、ただいま御説明したとおりでございます。また、別の側面として、業務を包括化して契約したことにより、複数の業務にわたる問題が発生した際も、各業務間で連携・協力し、迅速かつ的確な処理が行われるなど、業務全体が円滑に実施されるようになっているというメ

リットもございました。

「今後の事業」については、応札者は2者であったもののサービスの質の確保、実施経費の削減等がなされていることから、良好な実施状況だと評価しております。そのため、次期事業においては、新プロセスへ移行した上で事業を実施することが適当であると考えております。ただし、その際は、競争性がさらに高まるように、実施方法の情報開示等についてさらなる工夫を検討することが必要であるということでございます。

以上でございます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、事業の実施状況及び事業の評価(案)について、御質問・御意見のある委員 は御発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇古笛専門委員 1つ御質問ですけれども、アンケートを25年3月に実施されたということで、良好な結果が戻ってきているのですが、これは、お客様に対しては受付と警備に対するアンケートと、職員さんに対しては施設の管理に関するアンケートと、それぞれ内容が異なるということでしょうか。それと、有効回答数はどれぐらい集まったのかということと、ここで言う「満足」は、5点満点の5点がこれだけの数値だったのか、もしくは、5点と4点なのか、あるいは3、4、5点の合計なのかというところを少し教えていただけたらと思います。

○野口課長 アンケートの対象ですけれども、これは、来訪者に対します受付・警備のアンケートといったものと、それから、職員に対します清掃・警備・特許庁庁舎維持管理に関しますアンケートでございまして。来訪者に対しては1,588人で、回収率は40.9%でございます。それから、職員については、アンケート対象183人で、回収率は82.4%です。

次に、具体的な評価ですけれども、5段階評価でやっておりまして、それぞれ「不適切」から「適切」まで書きまして、そのうちどれかに印をつけていただくという形で、5段階の数字を入れていただいております。

- ○古笛専門委員 「満足」というのは、3点以上ということですか。99.1%と99.3%ということですね。
- ○野口課長 「適切」または「おおむね適切」という形でほとんどいただいております。
- ○古笛専門委員 ありがとうございます。
- ○稲生主査 ほかにいかがでございますか。
- 〇小松専門委員 応札のときに、1者失格ということだったのですけれども、それはどういう状況だったのでしょうか。
- ○野口課長 これは、私どものほうで要求していた条件がございまして、それは日常の点検等の維持管理業務の技術員と保守員について、所定の人数を確保することということで書いておったのですけれども、企画書の記載内容では、その人数を満たしていなかったということでございます。
- ○小松専門委員 技術員と保守員の違いはどういうことでしょうか。

○野口課長 仕様書の中で、技術員と保守員と、それぞれの資格も含めて機能を分けておりまして、具体的な例で言いますと、例えば技術員でございますと、ボイラーとか冷凍機とかこういったものを使えますかとか、第1種の電気工事士の資格を持っていますかということを要件といたしまして、もう一方の保守員では、それほど厳しいことは言わずに、例えば一定の高等学校卒業の学歴を有するかどうかと、その程度しか求めていないということで、これはそれぞれやる業務が違いますので、それに応じて基準等を設けて、こういった人を何人というのを規定して出しております。

○小松専門委員 ちょっと御説明はなかったのですけれども、事前の打ち合わせで、ある者は、6名ずつ要求されたのを、合わせて6名ということでだめだとおっしゃったのですが、人数的にそんなに要るのかというのはちょっと疑問にも思うし、もっと言うと、技術員と保守員が兼務ではいけないのかというようなことがちょっと気になるのですが、その辺の御見解はいかがでしょうか。

○野口課長 特許庁の場合は、普通の庁舎と違いまして、多大なエネルギーを使う庁舎ということで、特許庁が年間数十万件の特許情報を管理するということで、サーバールームを中に置いておりまして、電気関係、こういったものについてはかなりシビアな状況にあります。ですから、電気関係については、技術員に対しては常に相当数の人数が張りついていただかないと、これは原則24時間受け付けておりますので、こういったものを止めるべきではないという運用を目指しておりますので、この部分については、我々としては常に人を配置しておかなければいけないと思っております。それを維持するために人は必要である。技術員と保守員が兼ねられないかということですけれども、これは双方足してそれだけの数を用意していただくのであれば我々は構いませんけれども、そうしますと、逆に、コストが高くなってしまうということになると思います。要は、それぞれ6名・6名ぐらい以上という形で置いております。

- ○小松専門委員 ちょっと要約すると、結局、サーバーがあるから技術員なり保守員なりという人たちが要ると考えてよろしいでしょうか。
- ○野口課長 はい。
- ○小松専門委員 わかりました。
- ○稲生主査 ありがとうございます。

そのほかはいかがでございますか。

それでは、時間となりましたので、「経済産業省特許庁庁舎の管理・運営業務」の評価 (案)等に関する審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事柄はございますか。

- ○事務局 ございません。
- ○稲生主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、監理委員会に報告いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

#### (特許庁退席、財務省入室)

○稲生主査 続きまして、「東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運営業務」の 実施状況及び事業の評価(案)等について審議を行います。

本事業につきましては、平成23年4月から平成26年3月までの3年の契約期間で、民間 競争入札により事業を実施しているところですが、まずは、事業の実施状況等について、 国税庁東京国税局会計課松島課長様より御説明をお願いしたいと存じます。説明は10分程 度でお願いします。

○松島課長 国税局の会計課長の松島でございます。よろしくお願いいたします。

まず、事業の概要から御説明したいと思います。委託業務内容は、東京国税局が管理します91施設と庁舎における施設管理・運営業務でございます。現在は、庁舎移転がございまして、89施設になっているところでございます。対象施設の内訳は、別紙1のとおりでございます。委託期間は、平成23年4月1日から平成26年3月31日でございます。競争性を高めるために、地域別に5つに区分しております。受託事業者は、神奈川県の区分Cが株式会社オーチュー、残りの4区分は全て大成有楽不動産株式会社共同事業体でございます。

次に、達成すべき質の達成状況及び評価について御説明申し上げます。 3 ページをお開けいただきたいと思います。「快適な執務環境の維持」について御説明させていただきたいと思います。「快適性の確保」については、23年度及び24年度にアンケート調査を実施しております。詳細は別紙 2 のとおりでございます。実施した結果、全ての項目について、指標の70%を超え、80%以上の満足度が得られています。満足度は、平成23年の82%から24年の89%になり、7ポイント満足度が高くなっています。これは、アンケート結果をもとに当局と統括管理責任者とが協議して改善に取り組んだ結果、満足度が上がったと考えております。

別紙2をごらんください。(注) 1に記載のとおり、23年度の「空調・湿度の管理」については、満足度が65.9%でしたが、内容を分析したところ、東日本大震災による電力不足に伴う空調設定に関する不満が大半でございましたため、設備保守については70%以上と判断しているところでございます。

また、管理運営業務の不備に起因する執務中断等がなかったことなど、品質の維持及び 安全性の確保については、維持・確保ができたと認識しております。各業務において、確 保すべき水準については、各業務報告書の内容等から、確実・適切に実施されたことが認 められ、確保されるべき質は達成されたと考えております。

3番目に、次の4ページ目の「実施経費の状況及び評価」について御説明します。従来の経費である22年度の経費総額が827,254千円でございました。従来の経費との差額は、23年度は32,460千円、24年度は37,310千円でございます。平均34,885千円の経費削減となりましたので、削減効果は大きくあったと考えております。また、22年度は、業務単位で62契約あったものが、民間競争入札を導入したところ、5契約に集約できましたことから、

契約及び支払事務効率化が大きく図られたと考えております。

次に「民間事業者からの提案による改善提案事項等」について御説明申し上げます。民間事業者からの提案に基づく、①統括マネージャーの設置、②「品質評価シート」「清掃のチェックポイント」の作成、③玄関マットの使用などが実施され、効率・効果的に維持管理ができたと考えております。

最後に、全体の評価として、本事業の実施状況の総合評価としては、民間競争入札の導入を契機として効果が認められました。効果の内容の1つとして、契約事務及び支払事務において62契約から5契約になったことにより、契約及び支払件数が削減され、業務事務の効率化が図れました。

2つ目として、庁舎管理事務においては、契約業務ごとの窓口一本化がなされたため、 事務の簡素化・効率化が図られました。

3番目には、経費面において、年平均で34,885千円の経費削減となり、大きな経費削減 効果があったということでございます。

以上のとおり、実施効果は認められましたので、次期事業においても引き続き民間競争 入札を実施することが適当と考えております。

以上でございます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価(案)について、内閣府より説明をお願いします。5分程度 でお願いします。

○公共サービス改革推進室 それでは、内閣府より評価(案)につきまして御説明申し上げます。資料Dをごらんください。

本事業については、先ほど御説明がございましたとおり、89施設が対象となる事業でございます。業務内容については、1ページにございます①~⑦までの業務となってございます。

ページをおめくりいただきまして、事業受託者ですが、2ページ目に書いてございますとおり、区分Aについては千葉県内、区分Bについては23区内43施設、区分Cは神奈川県内18施設、区分Dは東京都23区外及び山梨県内014施設、区分Eは国税庁事務管理センターとなってございます。

また、受託事業者決定の経緯は、3ページの2に記載のとおりでございまして、区分Dが4者、その他は6者から企画書が提出され、いずれも基準を満たしていたことから、平成23年2月14日に区分ごとに開札したところ、予定価格の範囲内であった区分Aが5者、区分Bが2者、区分Cが4者、区分Dが2者、区分Eが3者ということで、複数の事業者による総合評価となってございます。その総合評価に結果に基づきまして事業者が決定したということでございます。

続きまして、東京国税局から御提出のございました実施状況に基づきまして、評価を行 うものでございます。 まずは、「快適な執務環境の維持」ですが、対象施設の職員を対象としたアンケート調査の結果ということで、先ほど御説明がございましたとおり、70%を超えているということで、確保されるべき質は達成されていると評価をいたしてございます。

「品質の維持」についても、こちらに書かれております施設の執務の中断や停電、空調停止、断水、通信不通が0回であったこと、障害発生時の施設管理担当者への連絡時間がおおむね10分以内であること、また、現地への所要時間がおおむね120分以内であることなども達成されているということでございます。

「安全性の確保」についても、管理・運営の不備に起因するけがの回数がなかったということで、質については達成されていると評価できるといたしております。

「各業務において確保すべき水準」についても、業務報告等の内容から、確実かつ適切に実施されているということで、達成されていると評価できるといたしてございます。

また、次のページをおめくりいただきまして、6ページですが、「民間事業者からの改善提案による改善実施事項」は、先ほどから御説明がございましたとおり、5点が示されてございます。

実施経費については、御説明ございましたとおり、従来経費が、22年度実績827,254千円に対して、平成23年度及び平成24年度実績額の平均が792,369千円で、削減額34,885千円、削減率として4.22%の削減となっております。

「評価のまとめ」でございます。「快適性の確保」、「品質の維持」、「安全性の確保」については、いずれも確保すべき質は達成されているということでございます。また、受託事業者からの改善提案に基づいたものとしても、代表企業の営業本部担当者が窓口となり、業務全般について包括的な管理が行われ、各施設の管理担当職員の窓口になるブロックの統括マネージャーなどを設置することにより明確な連絡体制が確立されて円滑な管理運営が行われたといことなどから、民間事業者の創意工夫についても反映されているといたしました。経費についても削減されており、契約一括化に伴い62契約が5契約になったことから、事務の効率化が図られていることを挙げてございます。

今後の事業ですが、良好な実施状況であると評価できるといたしまして、次期事業については、「新プロセス運用に関する指針」に基づく新プロセスへ移行した上で、事業を実施することが適当であるというふうにいたしております。

以上でございます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御紹介ありました事業の実施状況及び事業の評価(案)等について、 御質問・御意見のある委員は御発言をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょ うか。

全般的にはすばらしい結果というか、サービスの質においても、また、契約の本数も無事に圧縮できたということで、実は、当初、これだけの施設の数をうまく束ねることができるのかということで、要項(案)の審議の中では、不安をこちらから申し述べたことも

ございましたけれども、結果的には、そこら辺については杞憂に終わったのかなと考えて ございます。

1点、アンケートについてですけれども、調査の要項上は、資料4によりますと、3ページで、対象施設、職員の満足度とありまして、職員に対するアンケート調査において、満足度が70%以上と。実際に実施されたというか回答なさった方が、その建物の職員で、一般の方ではないという事前の打ち合わせで聞いてございまして、ここら辺の経緯というか、要するに、たくさんの施設がありますので、職員全員に聞くのがなかなか難しかったとか、いろいろ要因があると思うのですけれども、その理由をお聞かせいただければなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○吉田課長補佐 アンケートの対象者は、会計係長という施設の管理責任者になっております。全職員というより、何か施設の不備があった場合、会計係長にすべて情報が集まるようになっていますので、会計係長独断ではなく、そういうことも含めてやってほしいということで、会計係長に取りまとめをお願いしました。それとともに、外部の方は当然含まれないと考えましたので、職員個々に聞くよりも、会計係長が取りまとめてやった方がいいと思って、会計係長にしました。

○稲生主査 確かにそうかもしれませんけれども、こういった公共的な施設の利用者の観点からしますと、今風に言うと、カスタマーである一般的な来場者に満足度を尋ねるという、実は市場化テストでは、ほかの案件では結構そういうものございまして、来場された方に質問票に御回答いただくというケースもあるものですから、一律に外部の方というか、税務署に訪れる方を排除するのはいかがなものかなという感じはいたします。そうは言いながら、いろいろな要因があるのであれば、例えば職員の方であれば、割とニュートラルにふだん恐らく使っておられるので、いろいろなところに気づくのではないかというのもありますので、必ずしも担当の係長さんだけではなく、そういった一般の方にも御意見を聞くのが一つの方法としてあるかもしれませんので、これは次回以降の検討課題として申し上げておきたいと思います。

このほか、いかがでございますか。

- ○小松専門委員 それに関連して、ちなみに、非常にたくさん施設があるのですけれども、 職員の方は、1つの施設に大体何人ぐらいいらっしゃるのですか。
- ○松島課長 一番多いのが300~400人ぐらい、小さいところは40~50人ですね。
- ○小松専門委員 全員に聞くとすると、かなりな数になりますね。
- ○松島課長 そうですね。16,000人の職員がいますので、全員に聞くというのは、申し訳 ございませんけれども、なかなか事務量が。
- ○小松専門委員 今、方法はいろいろあるのですけれどもね。わかりました。
- ○松島課長 担当者の方に冷房の効きが悪いとか何とかというのがすごく集まる職場でご ざいます。
- ○石村専門委員 今回の競争入札事業の評価には直接関係はないのですけれども、安全性

という観点で、実は私税務署に行くことなどがあって、そこで仕事をさせていただくこともあるのですけれども、地下1階で税務署の方とお話をしていたときに、結構大きな揺れが出て、そうすると、10名前後の職員の方が全員立たれて、私に「次揺れたら、とにかくみんなで逃げますから」と。「なぜですか」と聞いたら、「この建物は古くて、耐震構造になっていないから、危ない」と。「そういう建物は多いのですか」と言ったら、「予算の関係で結構多いと思います」という話をされたので、その辺もできれば、ちょっと検討に入れていただけないかと思います。

○松島課長 特に東京国税局管内は庁舎も古くて、規模も大きいものですから、全国に比して、耐震工事が終わってないところも実はございまして、なかなか予算がつかないという状況の中で、少しずつという形でやっているところでございまして。そういう意見は是非いろいろなところで言っていただければ、私どもとしてもすごく助かるわけでございまして。職員の中には、やはり心配している者もいることは間違いないわけでございますけれども、いかんせん、これは私どもでどうこうできるような状況ではございませんので、是非皆様のお力があれば実現も早くなるのかなということで、私どももお願いしたいと思っております。

- ○石村専門委員 わかりました。
- ○稲生主査 このほかはいかがでございますか。
- ○古笛専門委員 御質問というか御意見になるかもしれませんが、「快適性の確保」が求められて、なおかつ、冷房の効きが悪いという苦情も集まりやすいというお話を伺ったところで何なんですけれども、震災なども踏まえて、省エネプログラムの実践とかというものが受託事業者さんと一緒になって実行できればいいなと思うので、これも将来的なものとして、快適性を確保しつつも、節電効果のあるような御対応をお願いできたらと思います。
- ○松島課長 ありがとうございます。

うちの職場は、意外と納税者の目を意識しなければいけないところでございまして。エアコンが効き過ぎると、「効き過ぎる」という御意見が実はものすごく出てくるところでございますし、暑いと「納税者が来ているのに、何で入れないんだ」と。そういう様々な御意見をちょうだいすることが多い職場でございまして。また、庁舎が古いこともございまして、なかなか効きもあれですし、一度国税局に来ていただければ、うちの事務所の電気の使用量等も、ほとんどつけてないような、そういうところに対して真摯に取り組んでいるところでございまして、その節電の割合等も標準を大きく超えておりまして、庁舎の古いこと以上に職員的には意識、それだけ世間の目が厳しいところでございますので、そういうことについては、職員が全員一丸となって取り組んでいるところでございますし、また、新しい施設等でそういうのも取り入れましてやっていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○稲生主査 よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、「東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運営業務」の評価(案)等に関する審議は、これまでとさせていただきたいと思います。

事務局から何か確認すべき事柄はございますか。

- ○事務局 ありません。
- ○稲生主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、監理委員会に報告なさいますようにお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(財務省退室)